

平成27年度行政事業レビューシート(

厚生労働省)

事業名	介護保険事業費補助金((項) 高齢者日常生活支援等推進費)			担当部局庁	老健局		作成責任者	
事業開始年度	平成12年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	老健局老人保健課		老人保健課長 迫井正深	
会計区分	一般会計			政策・施策名	IX-3-1 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること。			
根拠法令(具体的な条項も記載)	【事業状況報告】介護保険法第197条の2 【政策評価】介護保険法第120条 【名簿管理】介護保険法第69条の2第1項 介護保険施行規則第113条の7第2項			関係する計画、通知等	平成18年3月31日老発第0331025号老健局長通知			
主要政策・施策	高齢社会対策			主要経費	社会保障			
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	介護予防の推進に当たって、単に高齢者の心身機能を高めるのみでなく、高齢者が生きがいや役割を持って生活できる地域を実現することを目標にして、市町村が地域の多様な資源を活用しながら効果的な介護予防の取組を実施することができるように、都道府県が広域的な視点から様々な市町村支援を実施することが目的である。							
事業概要(5行程度以内。別添可)	①医療・介護・保健等の有識者等による委員会を設置し、介護予防に関する市町村の事業評価や課題抽出のサポート ②介護予防の効果的な取組手法等を普及させるため、市町村、介護予防関連事業者等を対象とした研修会 ③作業療法士・理学療法士等のリハビリテーション専門職等の広域的な派遣調整等について、都道府県が実施する際に必要な経費を補助する。(補助率:1/2)							
実施方法	補助							
予算額・執行額(単位:百万円)	予算状況	当初予算	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求	
		補正予算	-	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
		計	84	66	66	63	63	
	執行額	66	56	66				
執行率(%)		79%	85%	100%				
成果目標及び成果実績(アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 27年度	
	都道府県による市町村における介護予防に從事する者を対象とした研修会の実施状況(=管内市町村職員等の資質向上を図った都道府県数)	成果実績	自治体数	43	44	44		
		目標値	自治体数	47	47	47	47	
		達成度	%	91.5%	93.6%	93.6%		
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標	単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込		
	介護予防市町村支援事業実施自治体数	活動実績	自治体数	45	44	44		
		当初見込み	自治体数	47	47	47	47	
単位当たりコスト	算出根拠	単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込		
	分子(X)の定義/分母(Y)の定義	単位当たりコスト	千円	1,467	1,667	1,404	1,319	
	X:「介護予防市町村支援事業執行額(百万円)」 Y:「介護予防市町村支援事業実施自治体数」	計算式	X/Y	66/45	75/45	66/47	62/47	
平成27-28年度予算内訳(単位:百万円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由				
	介護予防市町村支援事業	63	63					
	計	63	63					

事業所管部局による点検・改善					
項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	高齢者が要支援・要介護状態となることの予防又はその悪化の防止を目的として、市町村が実施する介護予防の取組を支援する事業や要支援者等の自立支援に効果の高い支援手法を明らかにするモデル事業であり、広く国民のニーズがある。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	高齢者が要支援・要介護状態となることの予防又はその悪化の防止を目的として、市町村が実施する介護予防の取組を支援する事業であり、国が実施すべきものである。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	高齢者が要支援・要介護状態となることの予防又はその悪化の防止を目的として、市町村が実施する介護予防の取組を支援する事業であり、優先度が高い。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-	-	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	真に必要な経費のみ計上しており、妥当な水準である。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	交付要綱において交付対象経費を具体的に規定している	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか		○	介護予防に従事した者を対象とした研修を実施し、ほとんどの都道府県が参加することができ、資質の向上を図ることができた。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	補助目的を明確にし、各自治体の資源を活かし、実施している。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	ほぼ当初見込み通りの実施である。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	(項)高齢者日常生活支援等推進費は、自治体が発行する介護予防の推進に関する取組を補助対象としており、一方、(項)介護保険制度運営推進費は、認知症施策等総合支援事業や低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度事業等を補助対象事業とするものであり、それぞれ役割が異なっている。	
	所管府省・部局名	事業番号	事業名		
	厚生労働省・老健局	834	介護保険事業費補助金		
点検・改善結果	点検結果	介護予防市町村支援事業については、平成26年度は、ほぼ当初の見込み通りの44都道府県への支援を実施した。44都道府県が管内市町村の介護予防従事者に対する研修を実施する等、市町村における介護予防の取組を推進するため様々な支援を行った。			
	改善の方向性	社会保障審議会介護保険部会において、平成25年12月20日に取りまとめた「介護保険制度の見直しに関する意見」を踏まえ、平成26年4月に実施要綱を改正し、事業の新設、統廃合を行っている。その後も、引き続き、事業内容及び執行実績を踏まえた予算額の精査を図るとともに、市町村が地域の多様な資源を活用した効果的な介護予防の取組を推進できるよう、都道府県による広域的観点からの支援を推進している。とくに、リハビリテーション専門職等を活かすことで地域における介護予防の取組の機能強化が図られるように支援を行っている。			
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
改善内容	旅費等の単価を見直し、予算額を縮減すること。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
縮減	研修事業における講師旅費について見直し、0.1百万円を縮減した。				
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年度	533	平成23年度	481	平成24年度	428
平成25年度	815	平成26年度	816		

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

介護予防市町村支援事業

厚生労働省
66百万円

事業計画書、交付申請書、実績報告書
の内容審査等 【補助率】1/2



【補助】

A. 都道府県（計45ヶ所）
66百万円

【事業内容】

- ・介護予防市町村支援委員会の設置及び運営
- ・介護予防に関する普及啓発
- ・介護予防関連事業に従事する者に対する研修
- ・介護予防関連事業の事業評価

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
(「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

A.埼玉県			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
需用費	リーフレット(4種類)、ポスター作成費、研修資料等	5			
委託料	登録店検索システムホームページの制作、研修事務	2			
役務費	チラシ、資材の発送、手話通訳料	1			
計		8	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	埼玉県	介護予防に関する普及啓発、市区町村の担当者等の資質向上、介護予防関連事業の事業評価等を行うことにより、市町村における効果的な介護予防関連事業の実施を支援する。	8	—	—
2	福岡県	介護予防に関する普及啓発、市区町村の担当者等の資質向上、介護予防関連事業の事業評価等を行うことにより、市町村における効果的な介護予防関連事業の実施を支援する。	6	—	—
3	熊本県	介護予防に関する普及啓発、市区町村の担当者等の資質向上、介護予防関連事業の事業評価等を行うことにより、市町村における効果的な介護予防関連事業の実施を支援する。	5	—	—
4	高知県	介護予防に関する普及啓発、市区町村の担当者等の資質向上、介護予防関連事業の事業評価等を行うことにより、市町村における効果的な介護予防関連事業の実施を支援する。	5	—	—
5	静岡県	介護予防に関する普及啓発、市区町村の担当者等の資質向上、介護予防関連事業の事業評価等を行うことにより、市町村における効果的な介護予防関連事業の実施を支援する。	4	—	—
6	兵庫県	介護予防に関する普及啓発、市区町村の担当者等の資質向上、介護予防関連事業の事業評価等を行うことにより、市町村における効果的な介護予防関連事業の実施を支援する。	4	—	—
7	長崎県	介護予防に関する普及啓発、市区町村の担当者等の資質向上、介護予防関連事業の事業評価等を行うことにより、市町村における効果的な介護予防関連事業の実施を支援する。	3	—	—
8	和歌山県	介護予防に関する普及啓発、市区町村の担当者等の資質向上、介護予防関連事業の事業評価等を行うことにより、市町村における効果的な介護予防関連事業の実施を支援する。	3	—	—
9	三重県	介護予防に関する普及啓発、市区町村の担当者等の資質向上、介護予防関連事業の事業評価等を行うことにより、市町村における効果的な介護予防関連事業の実施を支援する。	3	—	—
10	愛知県	介護予防に関する普及啓発、市区町村の担当者等の資質向上、介護予防関連事業の事業評価等を行うことにより、市町村における効果的な介護予防関連事業の実施を支援する。	3	—	—